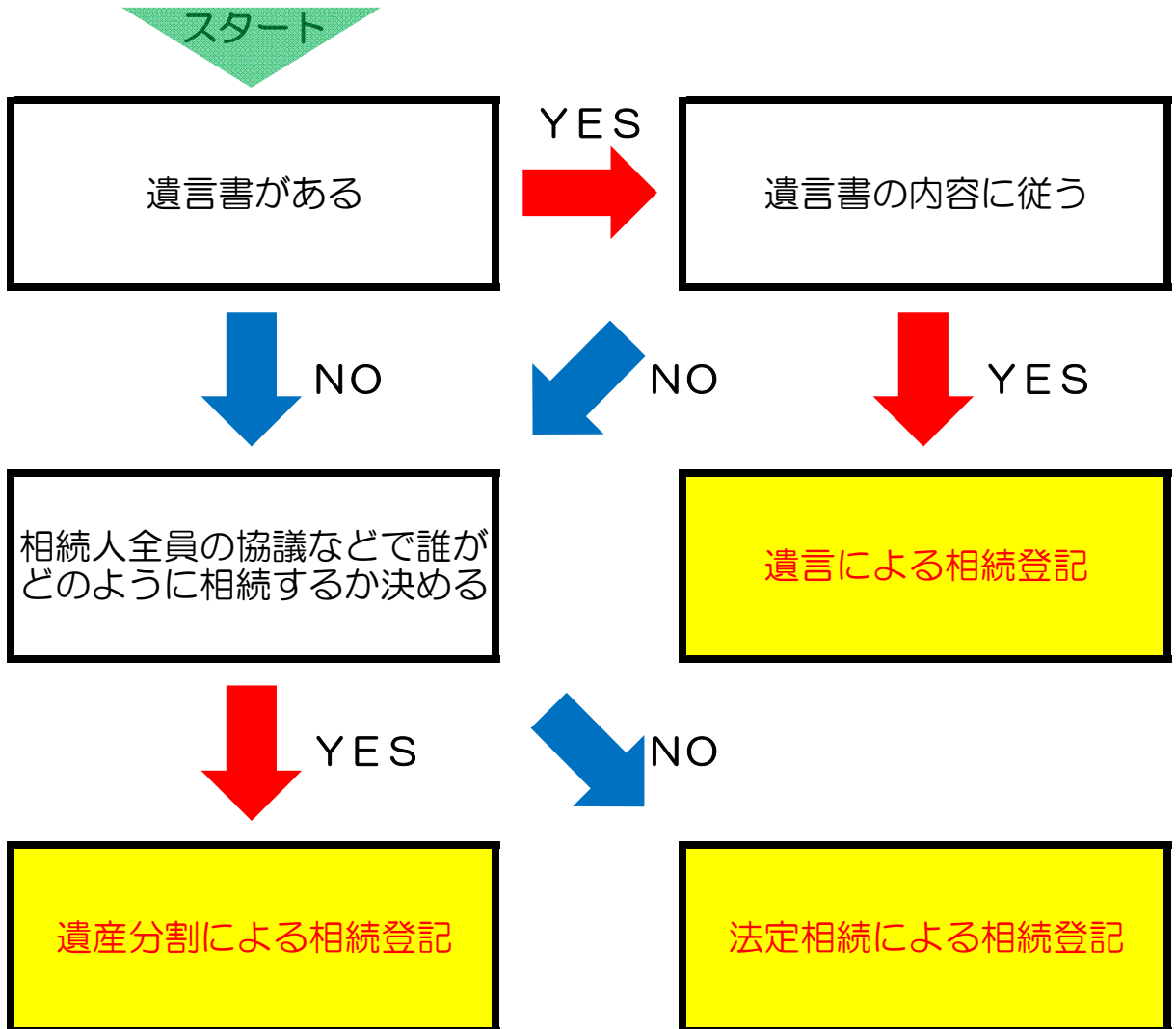


相続登記の種類 YES/NOチャート

相続登記の種類には、①遺言による相続登記、②遺産分割による相続登記、③法定相続による相続登記があります。個別の不動産について、どの種類の相続登記に該当するか、以下のYES/NOチャートで判断して下さい。



※以上は、あくまで簡易な判断方法です。個別具体的事案の判断については、必ずご相談下さい。